

4 掛け金・補償額

	補償を受けることができる方(被保険者)	補償の範囲	支払限度額	掛け金
児童・生徒賠償責任担保条項	・生徒 ・生徒の親権者等の法定監督義務者(統括は事故発生時のもの)	日本国内における 生徒の行為に起因する賠償責任(24時間)	対人・対物合算(注) 1事故1億円 免責金額(自己負担額) 1事故5千円 (注)対人事故・対物事故合算して1億円が限度となります。	生徒1名あたり 年間 300円 (保険料291円+制度維持費9円)
PTA管理者賠償責任担保条項	P T A	日本国内における PTA活動の遂行に起因する賠償責任(PTA管理下中)	対人 1名 5千万円 1事故 5億円 対物 1事故 5千万円 免責金額(自己負担額) 1事故 1千円 (注)対人事故・対物事故それぞれに適用されます。 保管物 加害者1名 10万円 保険期間中 500万円 免責金額(自己負担額) 1事故 5千円	補償開始日が平成25年4月1日の場合。 保険期間中の加入については、月ごとに掛け金が減額となります。詳細については一般社団法人全国高等学校PTA連合会にお問い合わせください。

【お支払いする保険金、お支払い方法】

(1)被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

(2)保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額+①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

- この保険は、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
- PTA(学校)単位で5月1日付学校基本調査生徒数分の人数で加入していただきます。
なお、当年度5月1日付学校基本調査の生徒数に基づいて保険料を算出し、補償期間中の生徒数の増減による精算は行いません。生徒数の報告にあたっては、人数に誤りがないよう十分にご確認ください。不足していた場合には、その不足する割合により保険金が減額されることとなりますのでご注意ください。
- 掛け金は10万人以上が加入した場合の団体割引を適用しています。加入者数が10万人を下回った場合は、支払限度額の引き下げ等の変更をさせていただきます。
- 生徒1名当たりの掛け金300円にPTA管理者賠償責任担保条項の補償も含まれています。
- 掛け金には制度維持費9円が含まれています。詳細は一般社団法人全国高等学校PTA連合会へお問い合わせください。

5 補償期間(保険期間)

平成25年4月1日午前0時～平成26年3月31日午後12時までの1年間

中途加入の場合は、加入申込みをした翌月の1日午前0時～平成26年3月31日午後12時となります。

6 本制度の加入について

本制度の新規加入の際は、各単位PTA内で本制度導入を検討していただくこととなります。

本制度は、単位PTA(学校)毎に一括してご加入いただき、保護者がPTA会員の生徒全員を補償するものですので、加入申込は単位PTA(学校)の担当者が一括して行います。(各単位PTAの申込担当者の方は、別途配布している「手引き」をご参照ください。)

なお、一旦加入をした後は、解約の申し出または保険会社からの連絡がない場合毎年更新となります。(原則としてその年度の補償内容・保険料にて、当団体より保険会社に対して更新手続きを行います。)

<ご加入にあたってのご注意>

●告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●通知義務：ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は遅滞なく引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

●共同保険契約に関するご説明：この保険契約は、下記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社の東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、各引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合については一般社団法人全国高等学校PTA連合会にお問い合わせください。

●保険会社が破綻した場合等の取扱について：保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限り)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間を経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会ください。

(注) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされるものうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

このチラシはPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。保険の内容は「手引き」をご覧ください。詳細は「手引き」に掲載の保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら下記までお尋ねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●補償内容のお問い合わせ窓口

引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 TEL.03-3515-4133
(担当：公務第二部 公務第一課)
共同引受保険会社 A I U 保 険 会 社 TEL.03-5819-3229
三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03-3259-4061
株式会社損害保険ジャパン TEL.03-3349-4026

●加入についてのお問い合わせ窓口

一般社団法人全国高等学校PTA連合会
東京都千代田区神田佐久間町2-1
奥田ビル301号
TEL.03-5835-5711